

Q & A

改正個人情報保護法と金融実務への影響

特別企画

平 成29年春頃の改正個人情報保護法施行に向けて、個人情報保護委員会から「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（案）」が出されました。個人情報保護法の改正は金融機関にとっても重要性が高く、行職員は内容を十分に理解しておく必要があります。

本特別企画では、金融機関実務への影響が大きい改正点を中心に解説します。ポイントをしっかり押さえておきましょう。

執筆●渡邊雅之 三宅法律事務所 弁護士



Q 1

個人情報保護法が改正されたそうだけど、具体的にどう変わるの？



A より、従来から変更されたポイントは次のとおりです。

- ①個人識別符号 個人に発行される符号等が「個人識別符号」として個人情報に該当することが明確化されます。
- ②要配慮個人情報 いわゆる機微情報（センシティブ情報）が「要配慮個人情報」と定義され、原則としてあらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならないこととなります。
- ③匿名加工情報 特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報が「匿名加工情報」と定義され、その作成、取得、提供に関する規律が設けられます。

④利用目的の変更の緩和 当初の利用目的と関連性のある範囲内であれば、個人情報の利用目的を変更できることとなります。

- ⑤第三者提供における確認義務・記録の作成・保存義務 個人データを第三者に提供・受領する場において、記録の作成・保存義務が設けられます。また、個人情報の提供を受ける受領者には、提供者による取得の経緯等の確認義務が設けられます。
- ⑥不正な利益を図る目的で漏えい等を行った場合の刑事罰 事業者やその従業者等が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用した場合に刑事

罰を受けることとなります。

各省庁のガイドラインが一元化されることに

⑦オプトアウトの手続きの厳格化 オプトアウトによる（本人の同意を得ずに行う）第三者提供については、個人情報保護委員会への届け出が必要になるなど、厳格化されます。

⑧外国にある第三者への個人データの提供 外国にある第三者に個人データを提供する場合、一定の体制整備を行わなければ、個人データの委託取扱い等が認められなくなりま

す。

⑨個人データの消去の努力義務 利用する必要がなくなった個人データについては、遅滞なく消去する努力義務が定められます。

⑩個人情報取扱事業者の拡大 従来は5000超の個人データを取り扱う個人情報取扱事業者に法律が適用されていましたが、改正により5000以下の個人データしか保有しない事業者も、個人

情報取扱事業者としての義務を負うこととなります。

⑪個人情報保護委員会・ガイドライン 個人情報保護委員会に個人情報取扱事業者の監督権限が一元化されます。また、各省庁の「ガイドライン」のうち、個人情報保護法に関するものは原則として個人情報保護委員会が定めるガイドラインに一元化されます（金融関連分野等については、別途ガイドラインが設けられる予定）。

なお、改正個人情報保護法の施行日は平成28年11月10日時点ではまだ公表されていませんが、平成29年5月に施行される模様です。

ポイント

- ・改正により、個人識別符号や要配慮個人情報といった新しい概念が設けられることに
- ・第三者提供における確認義務・記録の作成・保存義務など、金融機関の取扱実務に影響を与える改正もある